

震災復興への複合的アプローチ

——ポスト3・11の世界で何が起こり、何が求められているのか?——

竹中 信介

はじめに

(一) 研究を進めていくにあたって

私からは複合的なアプローチを提示していきますが、今回、研究を進めていく中でシヨッキングな言葉に出会いました。それは「人の不幸をネタに、学者は業績づくりにいそしむのですかねえ」(二〇一一年九月に行われた震災関連のシンポジウムの席上でのある歴史家の発言。松本二〇一二、i頁)という言葉です。たしかに、構造的に見た場合、そのような側面が存在するのもかもしませんが、逆に関心は、研究を通して、「人の幸福」に貢献できるのではないかと考えています。さらに、見落としがちなの視点なのですが、今を共に生きる私たち現在世代のみならず、まだ存在しない未来世代を含めた場合、人類総体として

の幸福とは何か、という問いを軸に、「震災復興」を問う必要があります。このように「幸福」と「世代」という二軸を踏まえて、今回の報告をお聴きいただけると幸いです。

(二) 自己紹介(震災との関連で)

震災との関連で、自己紹介します。私は大学卒業時までは奈良と大阪を中心に過ごしていましたが、二二歳から柏に住んでおります。阪神・淡路大震災(一九九五年一月一七日)のときは小学二年生でしたが、当時、幼いながらも、連日の火災報道や死者数の増加という現実に触れる中で、かなりの衝撃を受け、今でも鮮明に記憶しています。したがって、私にとっての震災の原体験は、阪神・淡路大震災ということになります。一方、東日本大震災(二〇一一年三月十一日)のとき

は既に関東在住でしたが、当日は九州地方を旅行中で、本震があった時間帯（午後二時四六分）には船の中にいたので、直接的には揺れを体験していません。そして、あの日を境に、私たちの思考や思想、生活様式などの転換が求められるようになり、後に「災後」や「ポスト3・11」と呼ばれる時代が始まったのは、皆様のご記憶のとおりです。

私自身は、震災直後の二〇一一年四月に大学院の修士課程に入学し、学問・研究の道を志しはじめました。修士論文のテーマを設定する際に、あれこれ考えてかなり悩んだのですが、やはり震災関連のものを直接的に選ぶことができませんでした。それだけ震災の衝撃が強く、私個人としても、ましてや研究対象としても受け止めることができなかつたのです。しかし、震災の問題については、その後も継続して問題意識を持ち続けてきました。そしてこの度、担当者の川久保剛先生から「コロナムのお話をいただき、「ついに震災の問題に正面から向き合う時が来た」と思い、本日の報告に至っています。

(三) 報告者の専門領域と関心領域

専門領域としては、比較文明学と総合人間学（人間存在論）を中心に研究を進めてきました。関心領域は、人文学・社会学系の学問から自然科学系まで沢山ありますが、今回の報告では特に、社会学理論、世代間倫理（継世代倫理）、現代思想を

援用して考えていきたいと思えます。

以下、第一部では「何が起きているのか」（事実）、第二部では「何が求められているのか」（価値）をめぐって、考察していきます。

第一部 何が起きているのか

(一) 文明論・社会学からのアプローチ

ここでは、①「有限性の時代」、②「リスク社会」、③「広域複合型災害」という視点から問題提起します。

① 有限性の時代

まず、3・11の衝撃が私たち日本人そして人類に突きつけた教訓は、圧倒的な自然（地震・津波）、さらに反自然としての原子力の猛威によって自覚された、私たち人類そして地球は有限であるという事実です。3・11が残した爪痕は甚大であったわけですが、そこから学びとることができる教訓も多いのです。

そのようなことを受け取るのが、3・11後の世界に生きる私たち人類の使命ではないでしょうか。それから今回の「コロナム」のテーマにある「尊厳ある復興」という言葉ですが、社会学

者の山下祐介先生の本を参考に、「主体性の回復、取戻し」（山下二〇一三）として捉えるのはいかがでしょうか。私自身の言葉で表現すれば、「日常感覚からのズレの解消（非日常／例外状態からの脱却）」や「未来への意志」として捉えたいのですが、これについては本報告の最後に再び言及します。

次に、ポスト3・11の社会をどのように捉えるのかを考えたとき、豊かさの追求の極致としての原発の推進か、あるいは、自然との共生つまり脱原発・代替エネルギーの選択か、という大きな二項対立の図式が浮かび上がります。ポストモダン社会が抱える大きな文明的課題がここにあるわけです。これをさらにパラフレーズすると、「自由」に基づくリベラリズムvs「環境倫理」に基づくエコロジーという対立図式で捉えることができます（大澤二〇一五／二〇一八）。

原子力の問題を考えると、やはり一九八六年四月二六日に起きたチェルノブイリ原子力発電所事故の教訓を捉えなおす必要があります。しかし残念ながら、チェルノブイリの教訓は対岸の火事であったのか、東日本大震災のときには、福島第一原子力発電所の事故を未然に防ぐことができませんでした。それだけ過去の教訓を活かすのは難しいということでもあるわけです（加藤二〇一四）。この原発事故の背景には、「事なかれ主義」の露呈、「無責任の体系」（丸山一九六二／二〇一四）の再検討、行政・立法・司法府の分立、国・東電の責任追及、そして

被災者の思いに寄り添うこと、という諸々の課題があり、今に至るまで様々な議論がなされてきております。

② リスク社会

チェルノブイリと同年の一九八六年に出版された、社会学者のウルリッヒ・ベック（一九四四—二〇一五）の『リスク社会』（邦訳は『危険社会』の題名で出版）という本があるので、それを参考に「ポスト3・11」に切り込んでいきます。ベックが提起した「リスク」というのは後期近代という時代に特異な概念です。端的には彼の頭に「地球環境問題」があったわけですが、彼は「危険 (Gefahr, danger)」と「リスク (Risiko, 危険)」の使い分けをしています。もともと、八六年の段階ではベック自身はまだ、そのような使い分けはしていなかったのですが、後に社会学者のニクラス・ルーマン（一九二七—一九九八）の用法を採用して、そのような区別を行うようになりました。ちなみにルーマンには『リスクの社会学』という著作があり、日本でも3・11以後、注目されています（ルーマン一九九一／二〇一四）。

それらの議論を簡単にまとめて言えば、「危険」とは自然的な事象を指すときに使用され、「リスク」とは人為的な事象を指すときに使用される概念です。今回の3・11に照らし合わせて考えると、津波による災害（天災）は「危険」にあたり、原

発による災害（人災）は「リスク」にあたるわけです（市野川二〇一）。

リスクの特徴の一点目は、生起の確率は非常に小さいが、いったん生ずれば、その帰結は極めて深刻で、補償の可能性の限度を越えてしまうということ。ときには、そこに地球や人類の運命がかけられている、ということ。二点目は、リスクは人間社会の外部から襲ってくる脅威ではなく、人間の社会的な営みを通じて製作されたもの、とりわけ科学とテクノロジーの産物であり、人間が科学や産業によって生態系に大規模に介入したことの結果として生じる、ということ。

このように、リスクと科学あるいはテクノロジーについて「事実」として記述できたとしても、その後、どのように向き合うことが好ましいのか、という「規範」や「価値」の問題に接続していくことが必要になります。詳細な検討は別の機会に譲りますが、「科学の倫理学」（内井二〇〇二、伊東二〇〇七）や「科学技術の倫理学」（勢力編著二〇一）という研究がなされているので、今後そのような方向で個別の研究を進めることが望ましいでしょう。

③ 広域複合型災害

そして、今回私自身、大事にしている概念として「広域型複合型災害」というものがあります。まず、「広域」についてで

すが、東日本大震災では、北海道から神奈川までの広範囲に死者が出ていることが分かります。また、さらに南の方を見れば、高知県まで軽傷者が出ていることも確認できます（資料1の太枠部分を参照して下さい）。

次に「複合型」については、①地震、②津波、③原発事故、これらが複合的に重なったのが3・11の災害であると言えます。さらに、東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較を表に示したので、参考にしていただければ幸いです（資料2）。

このような性格をもつ災害を理解するうえで参考になる、社会学者の本として、松本三和夫『構造災—科学技術社会に潜む危機—』（岩波書店、二〇一）と山下祐介『東北発の震災論—周辺から広域システムを考える—』（筑摩書房、二〇一）の二冊を挙げておきます。先ほど花田先生も、山下先生の別の著作に言及されましたが、この方は広範囲にわたり社会学を研究されています。この本では、「広域システム災害」という視点から、東北発の震災論を考えておられます。

（二）現場では何が起きているのか？

それでは、具体的に現場では何が起きているのかということ、二つの問題を考えてみます。一つは「住宅と復興」、もう一つは「原発と復興」の問題です。それから、今回は時間がありませんので割愛せざるを得ませんが、「心の復興」も大きな

広 報 資 料
令和元年9月10日
警察庁緊急災害調査本部

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の警察措置と被害状況

災害種別	人的被害				建物被害																
	死	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	床上	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	一部	
北海道	1	3			4			229	545	7	444										
青森	3	1	26	86	112	308	701				1,006	1,402	2								
岩手	4,675	1,113	*	213	18,308	6,271	33	8	19,064	4,707	30	4	6								
宮城	9,542	1,218	*	4,145	83,005	108,130	135	7,796	224,202	29,794	280	12	51	45	28						
秋田	2	8	21	29							5	3	9								
山形	2	8	21	29							21	96	21	26							
福島	1,614	196	20	183	15,428	82,783	77	3	1,061	351	4,247	1,010	187	3	9						
茨城	24	1	34	678	712	2					4,247	1,010	250	50	6						
栃木	4	7	126	133							32,351	295	257	40	2						
群馬	1	14	28	42							17,879	36	9								
埼玉	7	38	45	24	199	1	1	1	1,800	33	180										
千葉	21	2	30	233	263	801	10,154	15	157	731	55,088	860	1,094	55	1						
神奈川	4	17	151	138	41						459	12	180	1	2						
新潟	3	3	3	3							17	9									
山梨	2	2	2	2							4										
長野	1	1	1	1							5	13									
静岡	1	2	3	3																	
愛知	1	1	1	1							2										
三重	1	1	1	1							2										
四国	1	1	1	1							2										
高知	1	1	1	1							2										
合計	15,888	2,531	6,157		81,121	282,890	297	1,028	10,076	730,160	98,201	4,194	144,201	45	29						

※ 未確認情報を含む。

【活動動線】

	岩手道	茨城道	福島道	合計
自動車	約400人	—	約2,200人	約2,600人
特別派遣	—	—	—	—
合計	約400人	—	約2,200人	約2,600人

※ 同乗3人の関係で必ずしも合計が一貫しない場合がある。

災害種別	人的被害			
	死	行方不明	重傷	軽傷
北海道	1	3		
青森	3	1	26	86
岩手	4,675	1,113	*	213
宮城	9,542	1,218	*	4,145
秋田	2	8	21	29
山形	2	8	21	29
福島	1,614	196	20	183
茨城	24	1	34	678
栃木	4	7	126	133
群馬	1	14	28	42
埼玉	7	38	45	24
千葉	21	2	30	233
神奈川	4	17	151	138
新潟	3	3	3	3
山梨	2	2	2	2
長野	1	1	1	1
静岡	1	2	3	3
愛知	1	1	1	1
三重	1	1	1	1
四国	1	1	1	1
高知	1	1	1	1
合計	15,888	2,531	6,157	

災害種別	死者数
北海道	1
青森	3
岩手	4,675
宮城	9,542
秋田	
山形	2
福島	1,614
茨城	24
栃木	4
群馬	1
埼玉	
千葉	21
神奈川	4

資料1—被害状況
(警察庁 2019)

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
地震の性格	①連動型の海溝型地震	①直下型地震
震源域の広さ	②広域的震源域	②狭い震源域
震災の特質	③複合型震災(地震・津波・原発事故)	③都市型震災
被害範囲の広さ	④被害範囲の広域性	④被害範囲の相対的限定性
被害地域の特質	⑤過疎化・高齢化した周辺的な地域の被災	⑤大都市圏の被災

資料2—東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較表
(長谷川 2019、12頁の表の一部を改変)

課題です。

① 住宅と復興

まず、住宅の問題は、人間存在の生命保護や生活世界の問題に直結するため、震災復興を考える上で非常に重要です。しかし、実際の復興事業では、必ずしも第一義におかれているとは言えないという課題があります。

都市計画・住宅政策が専門の塩崎賢明先生の『復興（災害）—阪神・淡路大震災と東日本大震災—』（岩波書店、二〇一四）に依拠しつつ、復興における住宅の問題を検討していきます。まず、憲法第二五条第一項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第二項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあるように、「生存権」及び「国の生存権保障義務」が規定されています。第二項が、国の責任や義務について書かれている部分であるため、これが「住まい」にも適用できるのではないかとことです。

住宅の課題としては三点挙げられます。①東日本大震災では津波被害、放射能の影響が大きく、そのままでは再建できないものが多いという点。②避難者が多数という点。二〇一九年八月九日のデータでも約五万人の方々が避難されています。五万人のうちの五分の一を超える一万九八二名の方々が福島県の避

難者です。原発からの避難者がいかに多いのかがわかります。③被災した住宅の多くが「持ち家」であるという点です。逆に阪神・淡路大震災では、多くが「借家」であったことが明らかになっています。

住宅の対応としては色々ありますが、三点にまとめてみました。①仮設住宅に関しては、プレハブに加えて「木造」が供給されたことが大きな前進でした。例えば、岩手県の住田町^{すみたまち}では林業が盛んで、地元産の木材が使用され、地元の工務店の施工でアルバイトの雇用が増え、地域の経済が活性化しているという報告が上がっています。②災害公営住宅（復興公営住宅）について、これは自立再建が不可能な人に加えて、原発の災害によって自宅が損壊していない人も対象になっているものです。しかし、建設の遅れや需要と供給のミスマッチなど多くの課題が残されていることも押さえておかななくてはなりません。③自立再建の支援についてです。「できるだけ元の住まい・暮らしを」ということですが、メリットの一つとしては被災者の自己決定に委ねられるということ、自分の好みあるいは生活の必要性に合わせることができる、という点が挙げられます。二点目としては、行政コストが安く抑えられるというメリットが挙げられます。ただ、これについても資金や土地の問題が起ころうことがあります。さらに、これについては印象的だったので、阪神・淡路大震災の被災者の運動によって一九九八年に施

行された「被災者生活再建支援法」に基づき支援が行われているという事実もあります。

② 原発と復興

それから、先ほどから何度か触れている原発の問題を考えるには、例えば、福島県いわき市出身のローカルアクティビストである小松理虔りけんさんが書いた『新復興論』（ゲンロン、二〇一八）が手がかりになります。この本によれば、主要な論点として、①原発事故の賠償、②失われた風景、③放射性物質の危険と不安、が挙げられます。「不安」というのは、目に見えないものなので余計に増大していくという性質を持つわけですが、それが放射性物質への不安ということなのです。

ここに内在している問題として、「暮らしの分断（住宅や道路・鉄道）」と「心の分断」があります。後者は、「日常感覚」の喪失と言っても良いかもしれません。それから、「復興」のもたらす暴力性や負の側面も問題として上がっております。これは別の本からですが、単なる「復旧」ではなく、創造的な「復興」を被災地の方は望んでいるのかどうか、という視点です。「東北ショックドクトリン」という言葉で語られています。が、今後の課題として私自身も追っていきたいと思います（古川二〇一五）。

そして、原発事故に内在する複合的な問題についてですが、

小松さんの「原発事故とは単なる災害ではない。私たちの暮らしの問題でありながら、文明の問題でもあり、エネルギーの問題でもあり、私たちがいかに生きるかという問題であり、地域づくりの問題でもあり、医学の問題でもあり社会学の問題でもある。哲学の問題であり、思想や道徳、宗教の話にすら膨らむかもしれない。これらを当事者性というもので切り捨ててしまふことは、原発事故そのものを矮小化することになってしまう」（小松二〇一八、二六六頁）という指摘は、原発問題を本質的・総合的に考えるうえで極めて重要です。こうした問題群を福島の方々を中心に、つまり当事者性を軸に考えなければならぬのは当然ですが、それにとどまらず、日本人の問題、人類そして世界全体の問題として捉えていくことが望ましいのではないかと私は考えます。

今回の原発事故に関しては、「フクシマ」という「原子力ムラ」と「福島」の「実態」を詳しく知る必要があります。「風評被害」という言葉が様々なメディアで聞かれましたが、事実を歪曲的に捉えるのは言語道断です。そのことを考えるうえで、例えば、開沼博さんという若手の社会学者の研究が参考になるでしょう（開沼二〇一一、二〇一五）。

第二部 何が求められているのか

(一) 死生学・民俗学からのアプローチ

このアプローチについては本報告では割愛しますが、①死者の民主主義、②文学の力―ケアと救い、③偶然性の問題、こういった視点から研究を進めていくのが望ましいと考えます。

(二) 継世代倫理からのアプローチ

① 継世代倫理と伝統

私が提唱している「継世代倫理 (the transgenerational ethics)」とは、「世代間倫理 (intergenerational ethics)」の発展的概念と捉えていただいて結構です。従来の世代間倫理は、現在世代と将来世代の間の倫理、あるいはまだ存在していない未来世代への一方向的な倫理を意味しました。それに対して、継世代倫理は、過去から引き継ぐあるいは継承するという視点を重視します。端的に言えば、「過去からの継承」と「未来への贈与」を基本軸とした倫理を指します。何を継承するのかと言えば、「伝統」「教訓」「記憶」「自然」などが視野に入ります。「伝統」という言葉は受身で解釈されることがありますが、私自身は、柳田国男(一八七五―一九六二)が『先祖の話』の中で「伝統という語を、今は仮に使っているが、これは何だかただ受け身の考え方、または解し方だけのような感じを与え

る。ここに言う伝統はそれ以上に、身に付け実行に移し、働きかけまたは見せ示し、学ばせ覚えさせて次の代に伝えようとしていたものであり、あるいはそういう外部に顕れたものからでも、耳と目とによって存在をたしかめられるものであった」(柳田一九四六/二〇一三、三九頁)と述べているような見解に則り、「伝統」を次世代へ能動的に、積極的に伝えていくものと捉えます。

② 教訓と記憶の伝承

それでは、何を伝えていくのかという課題ですが、教訓と記憶を軸に考えてみます。例えば、『東日本大震災100の教訓 地震・津波編』(クリエイツかもがわ、二〇一九)という本の中では、震災の特徴、緊急・応急対応、復旧・生活再建、復興、防災・減災といった多角的な視点が取り上げられています。他にも、現地の教訓の未来への伝承も挙げられます。これについては、内尾先生の『復興と尊厳―震災後を生きる南三陸町の軌跡―』(東京大学出版会、二〇一八)という本に教えられることが大きかったのですが、「津波でんでんこ」という、津波のときには避難場所に各個人がてんでバラバラに移動すべきだという教訓があります。その教訓とは逆に、親が子供を助け、子供が親を助けるという利他的な行動を取ったがために「共倒れ」になつてしまい、親子ともに助からなかったケースがあるわけ

す。その意味では、それとは逆に、一見したところ自己中心的・利己的に思える一人で避難するという行動によって、かえって自他の生存につながったという事実は、注目に値します。

次に、「フクシマ」の記憶の風化を防ぎ、未来に伝えていくために、どのようなことが考えられるでしょうか。東浩紀編『福島第一原発観光地化計画』（ゲンロン、二〇一三）という本が出されました。これにはかなりの批判が巻き起こったのですが、その理由の論点としては、「不謹慎である」「非現実的である」という視点がありました。ただ他方には賛成の立場もいくつかあり、それは「後世の人々のために記憶を伝承していく」という視点でした。この問題については、「現地の人々の思い」と「後世の学び」という二項対立軸が浮かび上がります。

さらに、「震災遺構」の解体か保存か、つまり断絶か継承かという問題もあります。事例としては、岩手県大槌町おつちちょうの旧役場庁舎の解体か保存かをめぐっての対立を持ってきました。解体推進派は、遺族のつらい記憶の解消を望み、保存推進派は、遺族や訪問者が手を合わせることができる物理的な建物を残すことを希望する、という対立図式になっています。地元の高校生からも「次世代を担う私たちや、震災を体験したことのない人のために残してほしい」（東野二〇一六、一七〇―一七二頁）という声が上がっていたようです。この問題は二〇一五―一六年あ

たりでいったん保留になったのですが、今年（二〇一九年）の一月の段階で解体工事が始まり、三月二日にその工事が終了しております。これで決着がついたのかというと、そうではありません。解体後の土地をどのように利用するのかという新たな対立軸が浮上しています。町側は、「防災空地」での利用、つまり防災の視点や利便性を重視し、遺族の側は、「記憶と記録、祈りのためのモニュメント」の設置を希望する、という新たな対立軸となっています。その場所にあることの意味、いわゆる「その場所性」は見逃すことができません。

これは「奇跡の一本松」と呼ばれる有名なものですが、この写真は私自身が二〇一三年の一〇月に現地で撮影したものです。この一本の松の周りには震災前、約七万本の松があったということが信じられない光景でした。震災遺構の例は、他にもいくつかあるのですが、代表的なものをここにまとめました（資料3）。

③ 希望ある未来へ向けて―皆が「当事者」として3・11に向き合う意味―

それでは、結論に入っていきたいのですが、希望ある未来へ向けて、被災地以外の人であっても皆が「当事者」として3・11と向き合うことで拓ける未来があるのではないかと、という論点を提示したいと思います。内尾先生の「被災者」でなくと



保存が決定された震災遺構の例
(2018年9月時点)

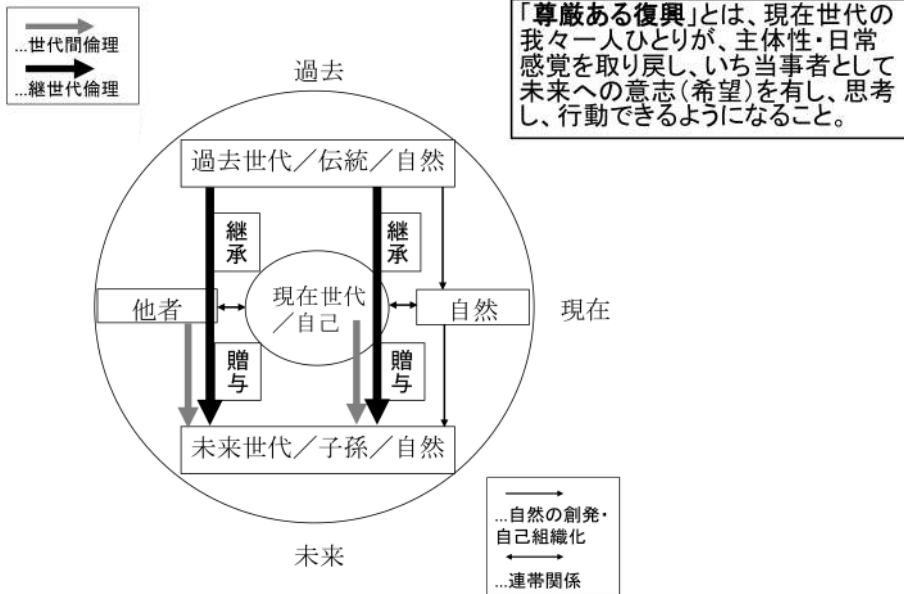
- ・宮城県山元町・中浜小学校
- ・仙台市・荒浜小学校※
- ・東松島市・野蒜駅※
- ・女川町・女川交番
- ・石巻市・門脇小学校、大川小学校
- ・気仙沼市・気仙沼向洋高校
- ・陸前高田市・「奇跡の一本松」※
- ・宮古市・たろう観光ホテル、田老防潮堤など

※整備・公開済み
(網島不二雄ほか編著2019、216頁を参考にまとめた。)

「奇跡の一本松」
(2013年10月13日 報告者撮影。
約7万本の松の中で唯一残った。)

資料 3

「継世的道徳共同体(The Transgenerational Moral Community)」という、時間的、空間的な拡張を取り入れた大きな道徳的コミュニティの構築へ



資料 4

も、震災直後の非日常を何らかの形で共有していたという意味では、あの災害の「当事者」だといえるのかもしれない。そしてかくいう筆者も、東日本大震災によって、人生が大きく変わった人間のひとりである」（内尾二〇一八、七九頁）というご指摘や体験、さらに小松さんの「当事者ではないように見える人、まだまだ詳しく知らない人、誤った認識を持っている人、未来に生まれてくる子どもたち、うつつすらと関心を持っている人を排除してはならない。むしろそのような人が関わってくれることにこそ希望がある」（小松二〇一八、三七〇頁）という言葉を参考に、3・11に直接・間接的に関わる全ての人々、そして未来に生まれてくる子供たちも皆、当事者として3・11に向き合い、考え、行動することで、希望ある未来が拓けるのではないのでしょうか。

おわりに

ここに示したのは、私がここ数年考えている概念図です。上に「過去」を置くと、真ん中に私たちが生きている「現在」、下に「未来」が続いていくわけですが、このような時間的な拡張に加え、自分以外の「他者」や「自然」という空間的な拡張を取り入れた、大きな道徳的コミュニティを構築するのが望ましいのではないか、という提案です。そして、今回のテーマで

ある「尊厳ある復興」とは何かといえ、¹「現在世代の我々一人ひとりが、主体性・日常感覚を取り戻し、いち当事者として未来への意志（希望）を有し、思考し、行動できるようにすること」ということとなります（資料4）。

今回取り上げた以外のアプローチもいくつかありますので、次にまとめました。参考にしていただければ幸いです。①「政治・経済・社会と復興」——「災害ユートピア」（ソルニット二〇〇九／二〇一〇）vs 「東北ショックドクトリン」（古川二〇一五）という問題、ショックドクトリンⅡ「惨事便乗型資本主義への批判」（クライン、二〇〇七／二〇一一年 a b）、②「法と復興」——「災害の反省や教訓を後世に残すために英知を集めた結晶」としての法律（津久井二〇二二）、③「メディアと復興」——メディアの影響と責任（吉見二〇一八等）、④「食と復興」——いのちを支える根源（小松二〇一八等）、⑤「文化（サブカル）と復興」——映画『シン・ゴジラ』と現代日本の社会構造（加藤二〇一六、二〇一七、花田二〇一七、大澤二〇一八等）、⑥「アートと復興」——アーティストの力。

あとは参考文献です。ご清聴いただき、ありがとうございます。また。

参考文献一覧

邦文・

東浩紀編（二〇一三）『福島第一原発観光地化計画思想地図β vol.

「2」、ケンロン。

網島不二雄ほか編著(二〇一九)『東日本大震災100の教訓地震・津波編』、クリエイツかもがわ。

井口暁(二〇一九)『ポスト3・11のリスク社会学—原発事故と放射線リスクはどのように語られたのか—』、ナカニシヤ出版。

市野川容孝(二〇一一)『問いなおされる安全性の装置—現代思想七月臨時増刊号 震災以後を生きたるための五〇冊(3・11)の思想のダイアグラム』、青土社、一四二—一四五頁。

伊東俊太郎(二〇〇七/二〇一三)『科学の倫理学』へ『変容の時代—科学・自然・倫理・公共—』、麗澤大学出版会、九—三三頁。

岩手日報(二〇一九)「大槌町旧庁舎、更地に 解体工事終了」、<https://www.iwate-np.co.jp/article/2019/3/3/48289> (二〇一九年一月四日アクセス)。

岩野卓司(二〇一九)『贈与論—資本主義を突き抜けるための哲学—』、青土社。

内井惣七(二〇〇二)『現代社会の倫理を考える(六) 科学の倫理学』、丸善。

内尾太一(二〇一八)『復興と尊厳—震災後を生きたる南三陸町の軌跡—』、東京大学出版会。

大澤真幸(二〇一五/二〇一八)『自由という牢獄—責任・公共性・資本主義—』、岩波書店(岩波現代文庫)。

大澤真幸(二〇一八)『サブカルの想像力は資本主義を超えるか』、角川書店。

カーソン、レイチェル(一九六二/二〇〇四)『沈黙の春』改版、新潮社。

開沼博(二〇一一)『フクシマ』論—原子力ムラはなぜ生まれたのか

—』、青土社。

開沼博(二〇一五)『はじめての福島学』、イースト・プレス。

加藤典洋(二〇一四)『人類が永遠に続くのではないとしたら』、新潮社。

加藤典洋(二〇一六)「シン・ゴジラ論(ネタバレ注意)」『新潮』二〇一六年一〇月号、新潮社、一六三—一七三頁。

加藤尚武(二〇一七)『敗者の想像力』、集英社。

ガルブレイス、J・K(一九五八/二〇〇六)『ゆたかな社会 決定版』、鈴木哲太郎訳、岩波書店。

河北新報(二〇一九)「大槌町旧庁舎 本体解体工事始まる 二月に作業終了、跡地は防災用空き地に」 https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201901/20190120_33029.html (二〇一九年一〇月三日アクセス)。

唐木順三(二〇一一)『科学者の社会的責任』についての覚え書』、筑摩書房。

クライン、ナオミ(二〇〇七/二〇一一 a b)『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く—』上下、幾島幸子・村上由見子訳、岩波書店。

警察庁(二〇一九)『平成二三年(二〇一一一年)東北地方太平洋沖地震の警察措置と被害状況』、警察庁緊急災害警備本部。

國分功一郎(二〇一九)『原子力時代における哲学』、晶文社。

小松理虔(二〇一八)『新復興論』、ケンロン。

佐々木力(二〇一六)『反原子力の自然哲学』、未来社。

塩崎賢明(二〇一四)『復興(災害)—阪神・淡路大震災と東日本大震災—』、岩波書店。

- 勢力尚雅編著(二〇一三)『科学技術の倫理学』、梓出版社。
- ソルニット、レベッカ(二〇〇九/二〇一〇)『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか—』、高月園子訳、亜紀書房。
- 津久井進(二〇一三)『大災害と法』、岩波書店。
- 中沢新一(二〇一三)『日本の大転換』、集英社。
- 中沢新一・國分功二郎(二〇一三)『哲学の自然』、太田出版。
- 中村桂子(二〇一三)『科学者が人間であること』、岩波書店。
- 長谷川公一(二〇一九)『阪神・淡路大震災との比較による東日本大震災の特徴』『東日本大震災100の教訓 地震・津波編』、網島不二雄ほか編著、クリエイツかもがわ、二〇一三頁。
- 花田太平(二〇一七)『大震災と死者の政治学』『麗澤レビュー』No.33、麗澤大学英米文化研究会、三二—五八頁。
- 東野真和(二〇一六)『理念なき復興—岩手県大槌町の現場から見た日本—』、明石書店。
- 復興庁(二〇一九)『全国の避難者数』、復興庁被災者支援班。
- 古川美穂(二〇一五)『東北ショック・ドクトリン』、岩波書店。
- ベック、ウルリヒ(一九八六/一九九八)『危険社会—新しい近代への道—』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局。
- 松本三和夫(一九九八/二〇一六)『科学社会学の理論』、講談社(講談社学術文庫)。
- 松本三和夫(二〇一三)『構造災—科学技術社会に潜む危機—』、岩波書店。
- 丸山真男(一九六一/二〇一四)『日本の思想』改版、岩波書店。
- 柳田国男(一九四六/二〇一三)『先祖の話』、角川学芸出版。
- 山下祐介(二〇一三)『東北発の震災論—周辺から広域システムを考える—』、筑摩書房。
- 山脇直司(二〇〇四)『公共哲学とは何か』、筑摩書房。
- 山脇直司(二〇一三)『公共哲学からの応答—3・11の衝撃の後で—』、筑摩書房。
- 吉見俊哉(二〇一八)『戦後と災後の間—溶融するメディアと社会—』、集英社。
- ルーマン、ニクラス(一九九一/二〇一四)『リスクの社会学』、小松丈晃訳、新泉社。
- 欧文：
- Jonas, Hans (1979/2003), *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Berlin: Suhrkamp Taschenbuch (『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み—加藤尚武監訳、東信堂、新装版、二〇一〇年)。
- (令和元年(二〇一九)一〇月九日、於麗澤大学)

